物価高対応子育て応援手当給付事業

目的：物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、
こどもたちの健やかな成長を応援する

◆対象者

・児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等
・令和7年10月1日から令和8年3月31日に生まれる新生児

◆支給額

児童一人につき2万円

◆支給時期

プッシュ型（申請不要）と令和8年1月31日までに申請した方は、令和8年2月27日に振込み
その後申請された方は3月より随時振込み

◆申請が必要な場合

・令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
・所属庁から児童手当を受給している公務員
・令和7年10月1日以降に離婚等により児童手当の申請が必要になった保護者

受給者数	4,315名
児童数	7,398名
支給額	147,960千円

令和8年6月30日現在